

平成28年鳥取県中部地震にかかる災害に対する金融上の措置について

平成28年10月24日
鳥取県信用農業協同組合連合会

今回の鳥取県中部地震による被災者の皆様に対しましてお見舞申し上げます。
平成28年鳥取県中部地震による被害により災害救助法が適用された倉吉市、東伯郡湯梨浜町、北栄町及び三朝町内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせ致します。

1. 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じます。
3. 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることといたします。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をいたします。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講じます。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。
9. 罹災証明書を求めている手続きでも、市や町における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など、他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとします。
10. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮いたします。
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び職員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜に配慮いたします。

以上